

[事案 2020-44] 配当金支払請求

・令和2年11月11日 裁定終了

<事案の概要>

年金受取額が契約時に説明を受けた額より少ないことを不服として、募集人が説明した設計書記載どおりの年金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成6年4月に契約した個人年金保険について、以下の理由により、募集人が説明した設計書に記載されているとおりの年金等を支払ってほしい。

- (1)募集人から、設計書に記載の年金額が支払われると説明されたので契約したが、受取時の金額は設計書に記載の金額を下回っている。
- (2)設計書に記載の配当金額の部分に、「約」という記載もなく、募集人もマーカーで丸を付けているので、設計書に記載されている金額が確定した金額だと思った。
- (3)設計書に記載の年金額が将来の支払い額を保障したものではないことについて、募集人からは、口頭で説明がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集時に、年金等が確実に支払われるという断定的な説明が行われた事実はない。
- (2)本契約の約款にもとづく、申立人は、社員配当金について割当てがあった場合には、会社の定める利率により積立てておき、年金支払開始日にその保険契約の責任準備金に充当して基本年金額を増額する方法により受け取ることが出来るにすぎない。
- (3)設計書には、配当による年金額は変動（増減）すること、将来の支払額は現時点で確定していないこと、年金受取額は募集時点での配当積立利率が継続し、途中引き出しがないものと仮定して計算した試算数値であることを記載しており、設計書に記載されたとおりの内容の契約が成立するものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、設計書に記載された年金等を支払う理由は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。